

組合費等および専用庭の使用料の納入方法に関する細則

(総 則)

第1条 この細則は、港北ニュータウンメゾンふじのき台団地管理組規約(以下「規約」という。)第63条第3項の規定に基づき、組合費、修繕費積立金、棟別修繕費積立金、駐車料金および専用庭の使用料(以下「組合費・使用料等」という。)の納入について、必要な事項を定めることを目的とする。

(請求期日)

第2条 理事長は、各組合員に対し組合費・使用料等を1カ月分ごとに請求するものとし、その請求は当月の20日までに行うものとする。

(納入期日)

第3条 前条の規定により、理事長から組合費・使用料等の請求があった時は、各組合員は当月の末日までに納入するものとする。

(納入場所)

第4条 組合費・使用料等の納入場所は、原則として、理事長の指定する金融機関とする。

(請求の省略)

第5条 理事長は、組合費・使用料等の支払いにおいて、予め理事会で定めた書面により組合員から自動振替の届け出があった者については、第2条に定める請求を省略することができるものとする。

(遅延利息)

第6条 組合員が組合費・使用料等について支払いを遅延した時は、組合員は、年利7%の遅延利息を支払わなければならない。ただし、毎年4月1日から翌年3月31日までの間の遅延に係る遅延利息が1千円未満の場合は支払いを免除する。

2. 理事長は、支払いを遅延した組合員に違約金としての弁護士費用ならびに督促および徴収の諸費用を請求することができる。
3. 理事長は、未納の組合費・使用料等の請求に関して、理事会の決議により、組合を代表して、訴訟その他法的措置を進行することができる。
4. 第1項および第2項の遅延利息、弁護士費用ならびに督促および徴収の諸費用に相当する収納金は、規約第15条に定める費用に充当する。

(その他)

第7条 組合費・使用料等の納入に関し、この細則に定めのない事項については、理事会で協議し決定することができる。

(付 則)

この細則は、平成21年5月17日総会終了時から効力を発する。